

○国土交通省告示第四百三十六号

福岡空港の施設に変更を加えたいので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第三十八条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月十五日

国土交通大臣 石井 啓一

一 設置者の氏名及び住所 国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二 空港の名称及び位置 福岡空港 福岡県福岡市

三 変更しようとする事項（変更前の事項については、昭和四十七年運輸省告示第六十七号、同年運輸省告示第四百四号、同年運輸省告示第一百十号、昭和五十九年運輸省告示第一百五十九号、平成十四年国土交通省告示第千百二十号、平成二十三年国土交通省告示第二百五十四号、平成二十七年国土交通省告示第五百四号及び平成二十九年国土交通省告示第三百二十五号を参照）

イ 標点の位置 標点を標点Aとし、標点Bを新設する。

標点Bの位置 北緯三十三度四十分三十九秒 東経百三十度二十三分二十七秒（標高六・二メートル）

ロ 空港の種類 空港の種類を空港の種類Aとし、空港の種類Bを新設する。

空港の種類B 陸上ヘリポート

ハ 空港の範囲 第一図及び第二図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ニ 空港の総面積 三百五十四万六千九百二十八平方メートル

ホ 着陸帯 着陸帯C及び着陸帯Dを新設する。

(1) 着陸帯C 第二図及び第三図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲ま

れた区域（長さ三十五メートル 幅三十メートル）

(2) 着陸帯D 第二図及び第四図のうち、ホ、へ、ト、チ及びホの各点を順次に結んだ線で囲ま

れた区域（長さ三十五メートル 幅三十メートル）

へ 滑走路 滑走路C及び滑走路Dを新設する。

(1) 滑走路C

(i) 長さ 三十五メートル

(ii) 幅 三十メートル

(iii) 方位 北百四十五度四十四分五十六秒東（真方位）

(iv) 強度 全備重量の十五トンに耐える強度

(v) 舗装の種類 アスファルトコンクリート舗装

(2) 滑走路D

(i) 長さ 三十五メートル

(ii) 幅 三十メートル

(iii) 方位 北三百三十五度三十八分四十六秒東（真方位）

(iv) 強度 全備重量の十五トンに耐える強度

(v) 舗装の種類 アスファルトコンクリート舗装

ト 誘導路 誘導路を誘導路Aとし、誘導路Bを新設する。

誘導路B

(1) 延長 百七十一メートル

(2) 幅 九・一メートル

チ エプロン エプロンをエプロンAとし、エプロンBを新設する。

エプロンB

(1) 面積 二万千九百十平方メートル

(2) 舗装の種類 アスファルトコンクリート舗装

リ 変更しようとする進入区域、進入表面、水平表面及び転移表面

(1) 進入区域

(i) 着陸帯Cの進入区域 第三図のうち、イ、ロ、ヌ、リ及びイ並びにハ、ニ、ヲ、ル及びハ

の各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域

- (ii) 着陸帯Dの進入区域 第四図のうち、ホ、へ、カ、ワ及びホ並びにト、チ、タ、ヨ及びトの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域
- (2) 進入表面
- (i) 着陸帯Cの進入表面 第三図のうち、着陸帯Cの短辺（イロ）に接続し、かつ、水平面に對し上方へ八分の一のこう配を有する平面及び着陸帯Cの短辺（ハニ）に接続し、かつ、水平面に對し上方へ二分の一のこう配を有する平面であつて、それぞれの投影面が進入区域と一致するもの
  - (ii) 着陸帯Dの進入表面 第四図のうち、着陸帯Dの短辺（ホへ）に接続し、かつ、水平面に對し上方へ八分の一のこう配を有する平面及び着陸帯Dの短辺（トチ）に接続し、かつ、水平面に對し上方へ二分の一のこう配を有する平面であつて、それぞれの投影面が進入区域と一致するもの
- (3) 水平表面
- 第三図及び第四図のうち、空港の標点Bの垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径二百メートルで描いた円周（マの線）で囲まれた部分
- (4) 轉移表面
- (i) 着陸帯Cの轉移表面 第三図のうち、進入表面の斜辺（ハル及びロヌ並びにニヲ及びイリ

）を含む平面及び着陸帯の二辺（ロハ及びイニ）を含む平面であつて、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対するこう配が進入表面又は着陸帯の外側上方向へ二分の一であるものうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の二辺を含むものとの交線（ハツ及びロソ並びにニネ及びイナ）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（ルツ、ツソ及びソレ並びにヲネ、ネナ及びナラ）及び進入表面の斜辺（ハル及びロレ並びにニヲ及びイラ）又は着陸帯の二辺（ハロ及びニイ）により囲まれる部分

(ii) 着陸帯Dの轉移表面 第四図のうち、進入表面の斜辺（トヨ及びヘカ並びにチタ'及びホワ'）を含む平面及び着陸帯の二辺（トヘ及びチホ）を含む平面であつて、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対するこう配が進入表面又は着陸帯の外側上方向へ二分の一であるものうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の二辺を含むものとの交線（トノ及びヘウ並びにチオ及びホク）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（ヨノ、ノウ及びウム並びにタオ、オク及びクヤ）及び進入表面の斜辺（トヨ'及びヘム並びにチタ'及びホヤ）又は着陸帯の二辺（トヘ及びチホ）により囲まれる部分

四 変更しようとする事項に係る施設の供用開始の予定期日 平成三十一年十二月五日

(注) 空港の範囲を示す詳細図を大阪航空局福岡空港事務所において縦覧に供する。